

## 村山市監査委員公告第 22 号

### 定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

平成 29 年 11 月 21 日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 佐藤 昌 昭

#### 記

1. 監査の対象 子育て支援課
2. 監査の期間 平成 29 年 11 月 8 日から平成 29 年 11 月 21 日
3. 監査の範囲 平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月末日までにおける財務に関する事務及び関連事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第 3 条の規定により通知し、所管課から提出された監査関係書類の調査及び検証をするとともに、平成 29 年 11 月 15 日に関係職員から説明聴取を行った。
5. 監査の結果 次のとおり、改善を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

#### 〈注意事項〉

○放課後児童クラブ利用料助成金支給事業における支払い時期について

放課後児童クラブ利用料助成金支給事業において、同要綱第 11 条では、その支給の時期について「10 月及び 4 月に前月分までの助成金を支給するものとする」と規定していることから、年 2 回当該月に支給すべきものであるが、平成 28 年度の助成金支給については、一年分を一括して本年 4 月に支給が行われていた。規定に則して適正に処理されたい。